

完成工事高及び元請完成工事高の業種間積み上げについて

1 一式工事 ← 専門工事

審査対象建設業が土木工事業又は建築工事業（以下「一式工事業」という。）である場合においては、許可を受けている建設業のうち一式工事業以外の建設業（審査対象建設業として申出をしている建設業を除く。）に係る建設工事の年間平均完成工事高を、次のとおり一式工事業の年間平均完成工事高に含めることができます。

（※終了しました。）なお、~~解体工事業の許可を有していない場合でも経営事項審査の経過措置期間中（平成31年5月末まで）に限り、法施行日時点で現にとび・土工工事業の許可を有する者が解体工事の実績を有している場合には、土木一式工事へのみ業種間積み上げの対象とすることができます。ただし、この場合、業種積み上げを行った解体工事業の完成工事高については「その他」工事の完成工事高から除くこととなります。~~

	含めることができる専門工事
土木一式 ← 工事	(と) (石) (ほ) (しゅ) (水) (鋼) (解) ※ (鋼) (解) については土木に関する工事に限る。
建築一式 ← 工事	(大) (左) (屋) (タ) (板) (ガ) (防) (内) (絶) (具) (電) (管) (鋼) (筋) (塗) (解) ※ (電) (管) (鋼) (筋) (塗) (解) については建築に関する工事に限る。

2 専門工事 ← 専門工事

審査対象建設業が一式工事業以外の建設業である場合においては、許可を受けた建設業のうち一式工事業以外の建設業（審査対象建設業として申出をしている建設業を除く。）に係る建設工事の完成工事高を、次のとおり一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高に含めることができます。

(と) ← (石) (タ) (解)	(ガ) ← (具)
(石) ← (と)	(内) ← (具)
(屋) ← (板)	(絶) ← (管)
(電) ← (通) (消)	(通) ← (電)
(管) ← (絶) (水) (消)	(具) ← (板) (ガ)
(タ) ← (と)	(消) ← (電) (管)
(鋼) ← (筋)	(水) ← (管)
(板) ← (屋)	(解) ← (と)

注意 1 上記 1 又は 2 により積み上げを行う場合は、積み上げ元の『工事経歴書』及び『工事種類別完成工事高付表』を申請書に添付してください。

注意 2 積み上げ元の業種については経営事項審査を受けることができません。